

一般社団法人日本ポーカー振興協議会 定款

2025年8月27日 制定
2025年9月30日 一部変更

目次

- 第1章 総則
- 第2章 会員
- 第3章 社員総会
- 第4章 役員
- 第5章 理事会
- 第6章 委員会
- 第7章 基金
- 第8章 計算
- 第9章 定款の変更及び解散
- 第10章 事務局
- 第11章 顧問
- 附則

第1章 総則

(名称)

第1条 当法人は、一般社団法人日本ポーカー振興協議会と称し、英文ではPoker Promotion Council of Japan、略称ではPPCJと表示する。

(事務所)

第2条 当法人は、主たる事務所を東京都江東区に置く。

(目的)

第3条 当法人は、ポーカーに関し、事業者間の協力を促進することにより、多面的価値を有するポーカーを振興させ、もって、日本社会におけるポーカーの文化的地位の向上と持続的な発展を図ることを目的とし、その目的に資するため、次の事業を行う。

- (1)ポーカー産業に関する調査研究
- (2)ポーカー産業に関する標準化の推進
- (3)ポーカー産業に関する施設営業の適正化の推進及び青少年健全育成活動への貢献
- (4)ポーカー産業に関するイベント、セミナー等の企画及び開催並びに出版その他の情報提供並びに普及啓発事業
- (5)ポーカー産業を振興させるための施策
- (6)ポーカー産業に関する適正な事業環境の整備
- (7)国、地方公共団体その他関係団体との協力体制の構築
- (8)会員相互の交流
- (9)前各号に付帯関連する一切の事業その他当法人の目的を達成するために必要な事業

(公告)

第4条 当法人の公告は、電子公告により行う。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告をすることができない場合は、官報に掲載する方法により行う。

第2章 会員

(会員の構成)

第5条 当法人は、理事会員その他の会員規約で定める種類の会員から構成され、理事会員をもって、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(平成18年法律第48号。以下「一般法人法」という。)上の社員とする。

(入会)

第6条 入会しようとする者は、別に定める入会申込書により申し込み、理事会の承認を受け、次条に従い入会金及び会費の支払があったときに会員となる。

2 会員の入会の手続、会員の資格等については、会員規約で定める。

(会費)

第7条 会員は会員規約で定める会費を、前条第1項の承認を受けた者は会員規約で定める入会金及び会費を、それぞれ納入しなければならない。

(任意退会)

第8条 会員は、別に定める退会届を提出することにより、いつでも退会することができる。ただし、退会の1か月以上前に当法人に対して予告をするものとする。

(除名)

第9条 当法人の会員について、当法人の名誉を毀損し、若しくは当法人の目的に反する行為をし、又は会員としての義務に違反するなど除名すべき正当な事由があるときは、次の各号の会員種別ごとにそれぞれ当該各号に定める決議によりその会員を除名することができる。

(1)理事会員 一般法人法第49条第2項に定める社員総会の決議

(2)その他の会員 理事会の決議

(会員の資格喪失)

第10条 会員が次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。

(1)退会したとき。

(2)会員規約に定める会員資格を満たさなくなったとき。

(3)死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は解散したとき。

(4)除名されたとき。

(5)会費又は入会金を6月以上滞納したとき。

2 会員が前項の規定により当法人の会員資格を喪失したときは、この定款で定める場合を除き、当法人に対する会員としての権利を失い、義務を免れる。ただし、会員資格の喪失までに生じた原因に基づく義務(会費の支払義務及び損害賠償債務を含む。)は、これを免れない。

第3章 社員総会

(構成)

第11条 社員総会は、すべての社員をもって構成する。

(権限)

第12条 社員総会は、一般法人法に規定する事項及び一般社団法人の組織、運営、管理その他一般社団法人に関する一切の事項について決議をすることができる。

(開催)

第13条 社員総会は、定時社員総会として毎事業年度終了後3か月以内に開催するほか、必要がある場合に臨時社員総会を開催する。

(招集手続)

第14条 社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき代表理事(代表理事が欠けたとき又は代表理事に事故があるときは、副代表理事、常務理事の順に他の理事とし、複数名いる場合には理事会において定めた順位に従う。第17条、第30条及び第31条において同じ。)が招集する。

2 総社員の議決権の10分の1以上の議決権を有する社員は、理事に対し、社員総会の目的である事項及び招集の理由を示して、社員総会の招集を請求することができる。

3 社員総会の招集通知は、会日の3日前(社員が書面又は電磁的方法により議決権を行使することができることとする場合は、会日の2週間前)までに、書面により社員に対して発する。

4 前項の書面による招集通知の発出に代え、社員の承諾を得て、電磁的方法により招集通知を発することができる。

(決議の方法)

第15条 社員総会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席した当該社員の議決権の過半数をもって行う。

2 一般法人法第49条第2項の決議は、総社員の半数以上であつて、総社員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

(議決権)

第16条 社員は、各1個の議決権を有する。

(議長)

第17条 社員総会の議長は、代表理事がこれに当たる。

(議決権の代理行使)

第18条 社員総会に出席できない社員は、他の社員を代理人として社員総会の議決権を行使することができる。この場合においては、当該社員又は代理人は、社員総会ごとに代理権を証明する書面を当法人に提出しなければならない。

(決議の省略)

第19条 理事又は社員が社員総会の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき社員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の社員総会の決議があつたものとみなす。

(議事録)

第20条 社員総会の議事については、法令の定めるところにより議事録を作成し、議長がこれに署名又は記名押印若しくは電子署名する。

第4章 役員

(役員)

第21条 当法人に、次の役員を置く。

(1) 理事 3名以上13名以内

(2) 監事 1名以上3名以内

2 理事のうち1名を代表理事とする。

3 代表理事以外の理事のうちから、次の役職者を置く。

(1) 副代表理事 2名以内

(2) 常務理事 5名以内

4 第2項の代表理事を持って一般法人法上の代表理事とし、常務理事をもって同法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

(選任等)

第22条 理事及び監事は、社員総会の決議によって選任する

2 代表理事、副代表理事及び常務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定し、理事でなくなったときは、その地位を失う。

(任期)

第23条 理事及び監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。

2 任期満了前に退任した理事又は監事の補欠として選任された理事の任期は、前任者の任期の残存期間と同一とする。

3 増員により選任された理事又は監事の任期は、他の在任理事の任期の残存期間と同一とする。

(理事の職務及び権限)

第24条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款の定めるところにより、その職務を執行する。

2 代表理事は、当法人を代表し、その業務を統括する。

- 3 常務理事は、代表理事を補佐し、当法人の業務を分担執行する。
- 4 代表理事及び常務理事は、毎事業年度に4か月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(解任)

第25条 理事は、社員総会の決議によって解任することができる。

(報酬等)

第26条 理事の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当法人から受ける財産上の利益は、社員総会の決議によって定める。

- 2 監事の報酬等は、社員総会においてその総額を定め、監事が協議して定めたところに従って支給する。

(責任の免除)

第27条 当法人は、一般法人法第115条第1項の規定により、理事会の決議をもって理事(代表理事若しくは常務理事又は当法人の使用人でない者に限る。)又は監事の責任を法令の限度において免除することができる。

第5章 理事会

(理事会の構成)

第28条 当法人に理事会を置く。

- 2 理事会は、すべての理事で組織する。

(理事会の権限等)

第29条 理事会は、法令又はこの定款に別に定めるもののほか、次に掲げる職務を行う。

- (1) 入会の承認
- (2) 理事会員への会員種別の変更承認
- (3) 理事会員以外の会員の除名
- (4) 社員総会の日時及び場所並びに目的である事項等の決定
- (5) 当法人の業務執行の決定
- (6) 理事の職務の執行の監督
- (7) 代表理事、副代表理事及び常務理事の選定及び解職
- (8) 役員の損害賠償責任の免除
- (9) 基本財産の維持、管理及び処分
- (10) 従たる事務所、委員会その他の重要な組織の設置、変更及び廃止
- (11) 規則の制定、変更及び廃止
- (12) 事務局長その他の重要な使用人の選任及び解任
- (13) 顧問の選任及び解任

(招集)

第30条 理事会は、代表理事が招集する。

(議長)

第31条 理事会の議長は、代表理事がこれに当たる。

(決議)

第32条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。ただし、可否同数のときは議長の裁決するところによる。

- 2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的方法をもって表決することができる。

(決議の省略)

第33条 理事が、理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案について、議決に加わることでできる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事が異議を述べたときは、その限りではない。

(報告の省略)

第34条 理事又は監事が、理事及び監事の全員に対し、理事会に報告すべき事項を通知したときは、その事項を理事会に報告することを要しない。

2 前項の規定は、第24条第4項の規定による報告には適用しない。

(議事録)

第35条 理事会の議事については、一般法人法第95条第3項及び一般社団・財団法人施行規則(平成19年法務省令第28号)第15条の定めるところにより議事録を作成する。

2 理事会に出席した代表理事及び監事は、前項の議事録に署名し、又は記名押印しなければならない。

(理事会運営規則)

第36条 理事会の運営に関し必要な事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、理事会において別に定める理事会運営規則で定める。

第6章 委員会

第37条 当法人の事業を推進するために必要があるときは、理事会はその決議により、委員会を設置することができる。

2 委員会は、参加を希望する理事及び委員会規則で定める会員で構成する。

3 委員会は、当法人の業務に関する事項について調査審議し、必要と認める事項を理事会に建議することができる。

4 委員会の任務、構成及び運営に関し必要な事項は、理事会において別に定める委員会運営規則で定める。

第7章 基金

第38条 当法人は、基金を引き受ける者の募集をすることができる。

2 拠出された基金は、当法人が解散するまで返還しない。

3 基金の返還は、返還する基金の総額及び返還を行う場所、返還方法その他の必要な事項について定時社員総会の決議を経て、一般法人法第141条第2項に定める限度内において清算人が決定したところに従い行う。

第8章 計算

(事業年度)

第39条 当法人の事業年度は、毎年8月1日から翌年7月31日までの年1期とする。

(事業報告及び決算)

第40条 当法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、代表理事が次の書類を作成し、第1号、第3号及び第4号の書類については定時社員総会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、第3号及び第4号の書類については承認を得なければならない。

(1) 事業報告

(2) 事業報告の附属明細書

(3) 貸借対照表

(4) 損益計算書(正味財産増減計算書)

(5) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)の附属明細書

(余剰金の不分配)

第41条 当法人は、余剰金の分配を行わない。

第9章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第42条 この定款は、一般法人法第49条第2項の社員総会の決議によって変更することができる。

(解散)

第43条 当法人は、社員総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第44条 当法人が清算をする場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、公益社団法人又は公益財団法人並びに公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号イからトまでに掲げる法人若しくは国又は地方公共団体に贈与するものとする。

第10章 事務局

第45条 当法人の事務を処理するため、事務局を置く。

2 事務局には、事務局長その他所要の事務局員を置く。

3 事務局長その他の重要な使用人は、代表理事が候補者を理事会に提案し、理事会において選任する。

4 事務局の組織及び運営その他の事項は、事務局規則で定める。

第11章 顧問

第46条 当法人は、顧問を置くことができる。

2 顧問は、自らの高い知見を活かし、当法人の運営に関して必要な情報の提供、助言その他の支援を行う。

3 顧問は、代表理事が候補者を理事会に提案し、理事会において選任するものとする。

4 顧問には、その職務執行に応じた対価を支払うことができる。

附則

(最初の事業年度)

第47条 当法人の最初の事業年度は、当法人成立の日から令和8年7月31日までとする。

(法令の準拠)

第48条 本定款に定めのない事項は、すべて一般法人法その他の関係法令に従う。

(入会の特例)

第49条 入会しようとする者は、当分の間、第6条第1項の規定にかかわらず、別に定める入会申込書により申し込み、理事会の承認を受けたときに会員となる。